

事業者排出量削減計画書

（宛先） 京都府知事 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府南丹市園部町小桜町4 7 番地		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 平成26年9月26日					
氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 京都府南丹市 南丹市長職務代理者 副市長 松田清孝							
主たる業種	市長町機関	細分類番号	9 8 7 2				
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで						
基本方針	平成23～25年度を平均の基準量に、平成28年度の温室効果ガス排出量を3%以上削減する。						
計画を推進するための体制	副市長を委員長とする「南丹市地球温暖化対策実行計画」推進委員会の指示のもと推進部会を中心に削減計画を実施する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (23～25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	7,332.1 トン	7,255.8 トン	7,179.4 トン	7,103.1 トン	-2.1 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	7,637.1 トン	6,929.0 トン	6,852.3 トン	6,775.5 トン	-10.3 パーセント	
目標の根拠	第一計画期間に引き続き、現状維持をする。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率
	公共施設	事業活動に伴う排出の量 (人口/100)	14.06	13.85	13.64	13.43	-3.31 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	日常的な取組の中で、特に節電の取組を徹底的に実施し、削減の目標にする。						
重点的に実施する取組の実実施計画	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考		
	15.0 - セント	15.0 - セント	15.0 - セント	15.0 - セント			
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	徹底した節電の取組。太陽光発電設備、電気自動車、ベレットストーブ等一の導入					
	(27)年度	徹底した節電の取組。太陽光発電設備、電気自動車、ベレットストーブ等一の導入					
	(28)年度	徹底した節電の取組。太陽光発電設備、電気自動車、ベレットストーブ等一の導入					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	自転車通勤、公共交通機関の利用などの呼びかけ					
	上記の措置を採用する理由	地域内の公共交通機関が不十分であるため、可能な限り実施するよう呼びかける程度となっている。自動車の使用については、エコドライブの徹底に心がけている。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区 分	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	11.0 トン	11.2 トン	11.4 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン			
合 計	16.5 トン	16.8 トン	17.1 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	市内公共施設、事業所等へグリーンカーテンの苗の配布（平成21年～）。廃食用油の回収。イベント等での環境ブースの出展。						
特記事項	第一計画期間の超過削減量931.1t-CO2、を平成26、27年度の排出量から310.3t-CO2、平成28年度の排出量から310.5t-CO2差し引いて記載している。						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施状況」には、温室効果ガスの排出量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。